

(案)

# イノシシ第二種特定鳥獣管理計画

第5期計画

(変更)

令和 5 年 月

香 川 県

## イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（目次）

|   |   |
|---|---|
| 1. 管理すべき鳥獣の種類.....  | 1 |
| 2. 計画期間 .....   | 1 |
| 3. 対象地域 .....   | 1 |
| 4. 目的 .....   | 1 |
| 5. これまでの経緯 .....  | 1 |
| (1) 第1期イノシシ適正管理計画(平成17年11月1日から平成19年3月31日まで)   |   |
| .....   | 1 |
| (2) 第2期イノシシ適正管理計画(平成19年4月1日から平成24年3月まで).....  | 1 |
| (3) 第3期イノシシ適正管理計画(平成24年4月1日から平成29年3月31日まで)<br>(平成27年5月29日以降、イノシシ第二種特定鳥獣管理計画へ名称変更) ..... | 1 |
| (4) 第4期イノシシ第二種特定鳥獣管理計画(平成29年4月1日から令和4年3月31<br>日まで) .....                                | 1 |
| (5) 前計画の評価 .....  | 2 |
| 6. 現状 .....   | 2 |
| (1) 分布域 .....   | 2 |
| (2) 県内における個体数の状況 .....  | 2 |
| (3) 捕獲実績と捕獲体制 .....   | 3 |
| (4) 農業被害及び被害対策の状況 .....   | 5 |
| (5) 人身被害対策の状況 .....   | 6 |
| 7. 適正管理の基本的な考え方.....  | 7 |
| 8. 具体的な管理目標.....  | 8 |
| (1) 個体群管理 .....   | 8 |

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| (2) 被害対策 .....              | 8  |
| 9. 管理目標を達成するための方策.....      | 8  |
| (1) 個体群管理 .....             | 8  |
| (2) 被害対策 .....              | 9  |
| (3) 生息環境管理 .....            | 10 |
| 10. 目標達成の検証.....            | 10 |
| (1) 生息状況調査 .....            | 10 |
| (2) 捕獲状況調査 .....            | 11 |
| (3) 農業被害調査 .....            | 11 |
| (4) 住居集合地域等に出没するイノシシ .....  | 11 |
| 11. 感染症対策 .....             | 11 |
| (1) 豚熱 (CSF) 感染拡大防止 .....   | 11 |
| (2) アフリカ豚熱 (ASF) 普及啓発 ..... | 11 |

## 1. 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

## 2. 計画期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日（第13次鳥獣保護管理事業計画の期間内）

## 3. 対象地域

香川県全域とする。

## 4. 目的

- ア 農業被害の防止及び生活環境被害の防止
- イ 人身被害の未然防止
- ウ 生息頭数を適正な水準に減少させ、分布域を適正な範囲に縮小させる。

## 5. これまでの経緯

### (1) 第1期イノシシ適正管理計画（平成17年11月1日から平成19年3月31日まで）

イノシシによる農業被害金額は、平成14年度に初めて1億円を超え、農業振興を図る上で深刻な問題となったことから、県では、平成17年度に、「香川県イノシシ適正管理計画（特定鳥獣保護管理計画）」を策定し、狩猟期間を3月15日まで1ヶ月間延長するなど捕獲の推進に取り組むこととした。

### (2) 第2期イノシシ適正管理計画（平成19年4月1日から平成24年3月まで）

引き続き捕獲を推進するため、狩猟期間の延長を継続するとともに、休猟区における特例制度の活用、禁止猟法の一部解除（輪の直径が12cmを超える足くくりわなの制限の解除）、狩猟者の減少と高齢化が進行していることから狩猟免許取得の推進を図ることとした。

### (3) 第3期イノシシ適正管理計画（平成24年4月1日から平成29年3月31日まで）（平成27年5月29日以降、イノシシ第二種特定鳥獣管理計画へ名称変更）

前計画の対策を引き続き実施し、捕獲を推進することに加え、狩猟者の増加と被害対策の指導者養成に取り組むこととした。また、イノシシの住居集合地域等への出没事例が増加し、人身被害も発生したことから住居集合地域等での捕獲や防除対策に取り組むこととした。さらに、平成27年度からは、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施、平成28年度からは有害鳥獣捕獲の通年化等により積極的な捕獲を図ってきた。

### (4) 第4期イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（平成29年4月1日から令和4年3月31日まで）

捕獲の推進のため、狩猟に係る規制緩和を継続するとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施した。農業被害の軽減のため、侵入防止柵の普及に向けた取組に加え、地域リーダー育成を含め、地域が一体となった防除体制の推進を行った。引き続き、住居集合地域等での対策を推進し、併

せて出没情報を収集し、対策に活用した。

※ 鳥獣保護管理法第38条第2項に規定する「住居が集合している地域又は広場、駅その他多数の者が集合する場所」をいう。

#### (5) 前計画の評価

本土部における個体群管理目標は、生息頭数20,000頭への誘導であり、捕獲の推進により令和元年度には捕獲頭数が10,954頭と過去最多を記録したものの、令和2年度末時点の推定生息頭数は中央値で39,996頭であった。

小豆島における個体群管理目標は積極的な捕獲の実施であり、令和元年度には過去最多となる3,789頭の捕獲を達成したことなどにより、令和2年度末時点の推定生息頭数は中央値で2,442頭であった。

本土部、小豆島の共通の個体群管理目標は、住居集合地域等での人的被害の発生を防止するため、積極的な捕獲に努め、計画期間内に県民生活に影響がない程度に減少させることであったが、県全域での出没件数は、減少傾向にはならず、人身被害は令和元年度には13件にのぼった。

本土部、小豆島の共通の鳥獣被害対策の管理目標は、鳥獣被害対策実施隊の設置による、被害が恒常に発生している集落の年間10%削減であった。鳥獣被害対策実施隊は、15市町で設置された。各年度における目標に対する被害発生集落は、平成29年度が251集落（目標272集落）、平成30年度が226集落（目標245集落）、令和元年度が276集落（目標220集落）、令和2年度が232集落（目標200集落）であった。

### 6. 現状

#### (1) 分布域

ほぼ全域に分布する。

#### (2) 県内における個体数の状況

令和3年度において、令和2年度までに蓄積された捕獲数や生息状況調査等のデータを用い、捕獲数に基づく階層ベイズモデルによって推定された県内におけるイノシシの生息頭数は表1のとおりである。

小豆島においては、近年、イノシシの生息頭数は減少傾向にあるが、本土部においては増加傾向にあり、より積極的な捕獲の推進が必要である。

表1 香川県におけるイノシシ個体数の推定結果

| 区分           | 本土部                          | 小豆島                       | 備考           |
|--------------|------------------------------|---------------------------|--------------|
| 推定自然<br>増加頭数 | 10,676頭<br>(7,463頭～14,390頭)  | 1,285頭<br>(858頭～1,747頭)   | 令和2年度        |
| 推定自然<br>増加率  | 27.8%<br>(17.4%～39.5%)       | 40.9%<br>(24.0%～57.5%)    | "            |
| 推定<br>生息頭数   | 39,996頭<br>(29,774頭～55,018頭) | 2,442頭<br>(1,511頭～3,738頭) | 令和2年度末<br>時点 |

※1 中央値と、括弧内に50%信用区間を示す。

### (3) 捕獲実績と捕獲体制

#### ① 捕獲実績

捕獲推進により毎年度1万頭を超える捕獲を達成しており、そのうち約8割が本土部で捕獲されている。令和元年度の捕獲頭数は1万4千頭を超え、過去最多となった。平成28年度に狩猟による捕獲が大きく減少し、近年は大半が有害鳥獣捕獲となっている。

表2 本土部、小豆島及び県全域におけるイノシシの捕獲数

| 年度     | 本土部    | 小豆島   | 県全域    |
|--------|--------|-------|--------|
| 平成22年度 | 5,451  | 42    | 5,493  |
| 平成23年度 | 5,548  | 69    | 5,617  |
| 平成24年度 | 6,850  | 129   | 6,979  |
| 平成25年度 | 5,948  | 281   | 6,229  |
| 平成26年度 | 8,201  | 820   | 9,021  |
| 平成27年度 | 9,467  | 985   | 10,452 |
| 平成28年度 | 10,424 | 1,694 | 12,118 |
| 平成29年度 | 9,227  | 2,415 | 11,642 |
| 平成30年度 | 8,905  | 2,861 | 11,766 |
| 令和元年度  | 10,954 | 3,789 | 14,743 |
| 令和2年度  | 10,494 | 2,154 | 12,648 |



図 1 各捕獲種別における捕獲数の経年変化

## ② 捕獲体制

狩猟者登録件数は全体でみると平成 27 年度から平成 29 年度にかけて増加したものの、平成 30 年度以降は横ばいで推移している。狩猟者登録した狩猟者の年齢構成でみると、70 歳以上の割合は平成 23 年度からはほぼ一定の傾向で増加している。しかし、60～69 歳の割合が平成 29 年度から減少している。したがって、60～69 歳の準高齢者の割合が少なくなり、70 歳以上の高齢者の割合が急激に高まっており、高齢者から準高齢者への狩猟に関する知識や技術の伝承について問題を生じるといえる。このことから、平成 29 年度からの 60～69 歳の割合の減少の理由を考え、60～69 歳の割合を増やすとともに、60 歳以下の捕獲従事者も増加させるため、初心者にもわかりやすい捕獲技術講習会及び狩猟免許取得者を増やすため、狩猟に興味がある若者や女性を対象に入門講座を毎年開催する。

また、森林組合や獣友会等との協議により、新規捕獲従事者の増加に向けた取組みの検討を開始する。一方、狩猟者登録はせずに有害鳥獣捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業のみで活動している捕獲従事者の実態についても、把握する必要がある。

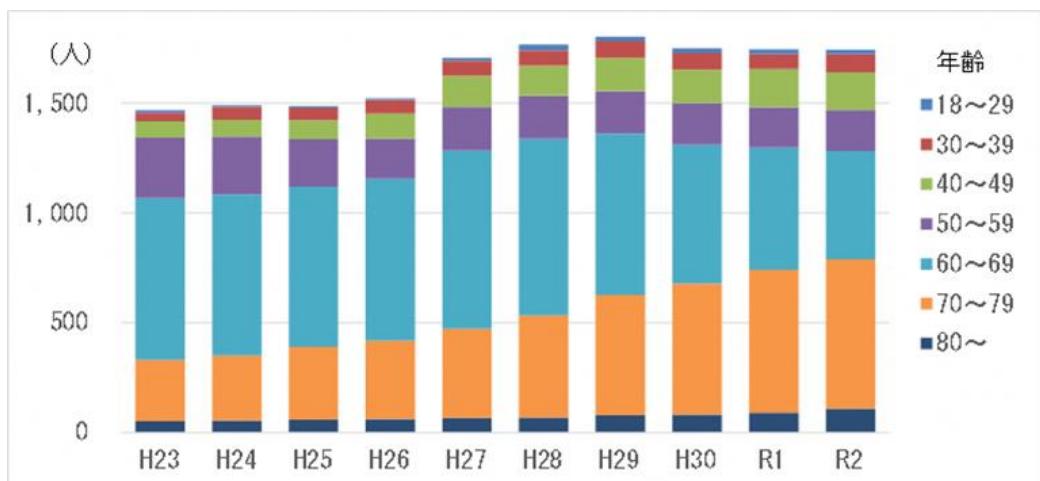


図 2 狩猟登録者の年齢構成の推移

表3 狩猟者登録件数と、そのうち70歳以上の割合の推移

|        | 70歳未満 | 70歳以上 | 合計    | 70歳以上(%) |
|--------|-------|-------|-------|----------|
| 平成23年度 | 1,136 | 331   | 1,467 | 22.6     |
| 平成24年度 | 1,137 | 352   | 1,489 | 23.6     |
| 平成25年度 | 1,096 | 390   | 1,486 | 26.2     |
| 平成26年度 | 1,102 | 419   | 1,521 | 27.5     |
| 平成27年度 | 1,232 | 473   | 1,705 | 27.7     |
| 平成28年度 | 1,232 | 533   | 1,765 | 30.2     |
| 平成29年度 | 1,175 | 626   | 1,801 | 34.8     |
| 平成30年度 | 1,071 | 678   | 1,749 | 38.8     |
| 令和元年度  | 1,003 | 741   | 1,744 | 42.5     |
| 令和2年度  | 953   | 789   | 1,742 | 45.3     |

#### (4) 農業被害及び被害対策の状況

##### ① 被害状況

令和2年度の県内の野生鳥獣による被害金額約1億1千万円のうち、イノシシによる被害は約5千万円であり、全体の約4割を占めている。平成24年度以降、被害金額は減少しているが、依然として高い水準である。作物別の被害金額の割合では水稻と果樹が多い。本土部の被害金額は、平成30年度以降は横ばい傾向であり、被害を減らすための新たな取組みが必要となる。

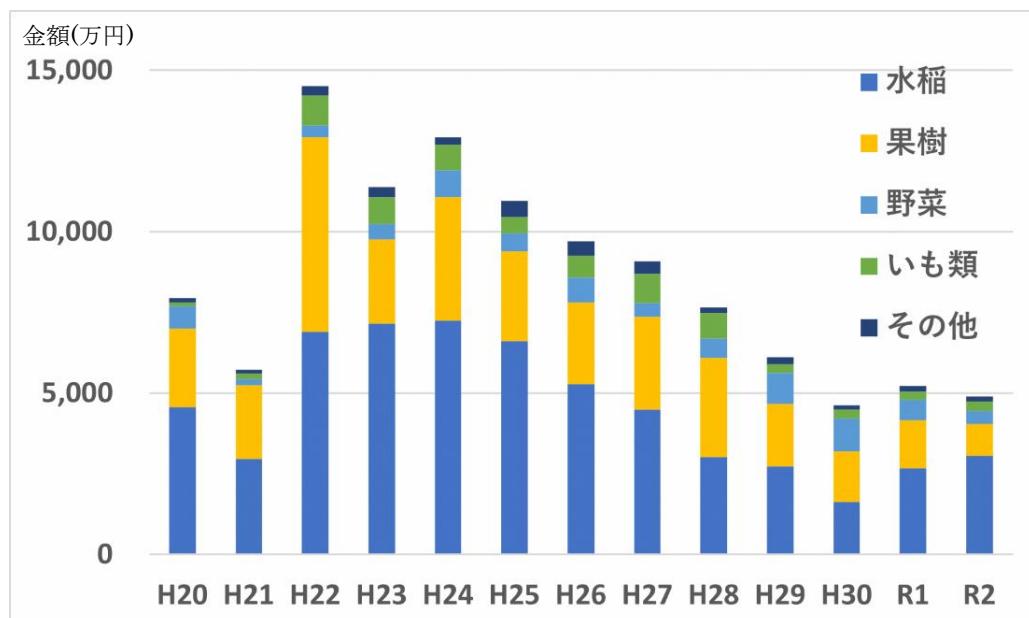


図3 香川県におけるイノシシによる農業被害金額の推移(作物別)



図4 香川県におけるイノシシによる農業被害金額の推移(本土・小豆島)

## ② 被害対策の状況

県内では、ワイヤーメッシュ柵や電気柵による侵入防止柵の設置が行われており、特に、集落柵を中心に整備が行われている。また、一部の地域では集落柵と合わせ、集落ぐるみで緩衝帯の設置や誘引物の除去も実施され、大きな成果を上げている。しかしながら、十分な対策が講じられていない地域や集落柵を設置しても十分に管理が行われない事例も多く、そのような地域にイノシシの被害が集中する傾向が見受けられる。効果的な被害対策の普及啓発に継続して取り組む必要がある。

## (5) 人身被害対策の状況

### ① 被害状況

香川県野生鳥獣対策システムで集計されているイノシシの出没件数は、平成25年度以降、急激に増加し、平成27年度以降は毎年およそ200件が報告されている。それに伴って人身被害も毎年複数件発生しており、令和元年度には13件が報告された。

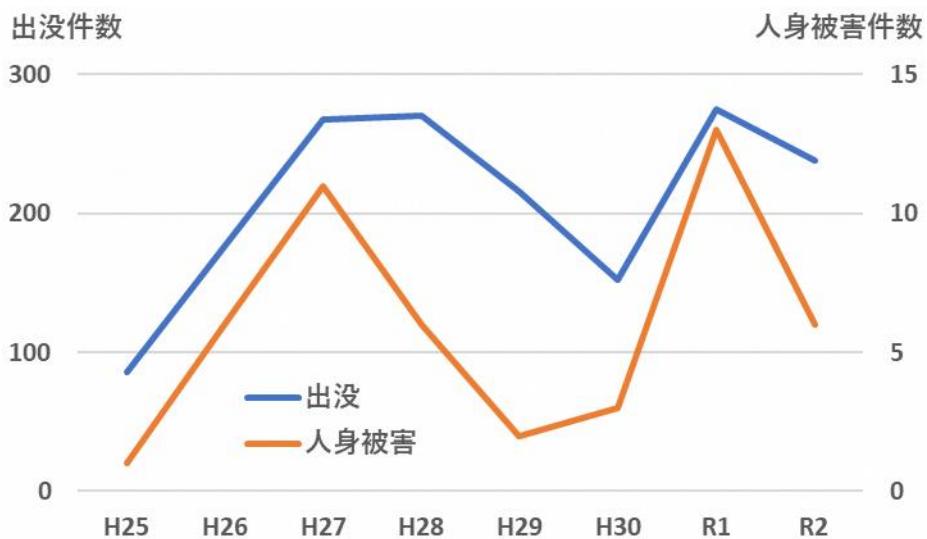


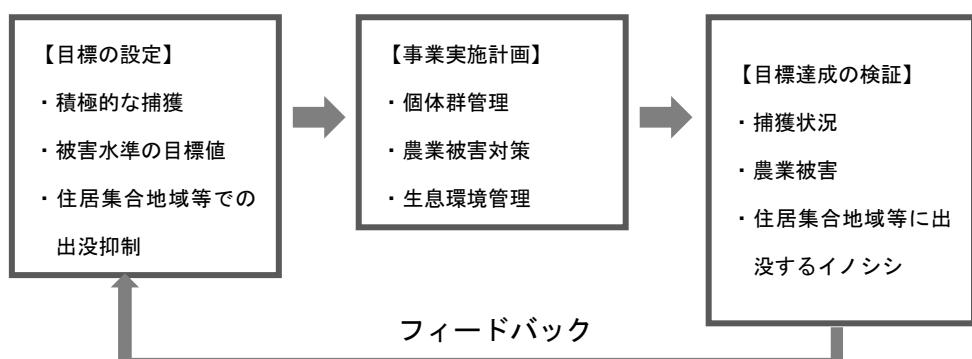
図5 香川県におけるイノシシによる出没及び人身被害件数

## ② 被害対策の状況

県担当者、市町担当者、警察、猟友会向けの「市街地イノシシ緊急対応研修会」を毎年開催し、対応方法の周知と関係機関相互の連携に向けた働きかけを行っている。しかし、イノシシによる人身被害の深刻さを考慮すると、人身被害は未然に防ぐ必要があり、対応する行政等各機関のみならず、住民に対しても注意喚起や被害防止策を周知する必要がある。また、市街地等への出没の原因を特定し、市街地出没防止に向けた取組みを検討する必要がある。

## 7. 適正管理の基本的な考え方

年度ごとに、目標の達成状況を評価するとともに、新たに得られたイノシシの出没や被害情報を探して、次年度以降の行動計画へのフィードバックを行う順応的管理を行う。



## 8. 具体的な管理目標

### (1) 個体群管理<sup>※1</sup>

| 区分   | 内容   |
|------|--|
| 管理目標 | <p>✓ 計画期間内に本土部の生息頭数を4万頭から極力減少を図るよう、積極的に捕獲を推進する<sup>※2</sup>。また、小豆島においては積極的な捕獲を継続する。</p> <p>✓ 住居集合地域等<sup>※3</sup>での人的被害の発生を防止するため、計画期間内においては、積極的な捕獲に努め、計画期間内に県民生活に影響がない程度に減少させる。</p> |

※1 具体的な年間捕獲目標はイノシシ第二種特定鳥獣管理計画事業実施計画で設定する。

※2 環境省及び農林水産省の平成25年12月26日付け「抜本的な捕獲強化対策」を踏まえ、本県では、第4期計画期間中において、年間捕獲目標を上回る個体数を捕獲しているが、捕獲体制の現状等を考慮して目標生息頭数を設定した。

※3 鳥獣保護管理法第38条第2項に規定する「住居が集合している地域又は広場、駅その他多数の者が集合する場所」をいう。

### (2) 被害対策

| 区分   | 内容   |
|------|--|
| 管理目標 | <p>✓ 深刻な鳥獣被害が発生している全市町で「鳥獣被害対策実施隊<sup>※1</sup>」を設置して、計画期間内のイノシシによる農作物被害総額を過去5年間(平成27年度～令和元年度)と比較して3割減の2億2千万円<sup>※2</sup>に抑える。</p> |

※1 鳥獣被害防止特別措置法第9条の規定により市町が設置するもので、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲、防護柵の設置などの被害防止対策を実施する。

※2 香川県農業・農村基本計画(令和3年度～令和7年度)による。

## 9. 管理目標を達成するための方策

施策の3本柱を「個体群管理」、「被害対策」、「生息環境管理」とし、各地域の被害実態に合わせ、3つの施策を効果的に組み合わせて実行する。

### (1) 個体群管理

#### ①狩猟

狩猟期間中の捕獲を促進するため、次の規制緩和を継続する。

ア 狩猟期間の延長(環境大臣が定める狩猟期間である11月15日から2月15日までを、

11月15日から3月31日まで(令和4年度までは「3月15日まで」とする)

イ 禁止猟法の一部解除(輪の直径が12cmを超える足くくりわなの制限解除)

ウ 休猟区における特例制度の活用

#### ②有害鳥獣捕獲

被害が発生している地域及び住居集合地域等の周辺において、各市町は鳥獣被害対策実施隊を編成するなど、積極的に有害鳥獣捕獲を推進する。

## ① 指定管理鳥獣捕獲等事業

### 1) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目的

イノシシによる被害が深刻かつ捕獲の要望が強い地域においてイノシシの捕獲を強化し、本計画の目標の達成を図るため、各市町による有害鳥獣捕獲に加え、別に定める「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」（以下「実施計画」という。）に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

### 2) 実施期間

原則として1年以内とする。

### 3) 実施区域

市町の要望に基づき、次のア又はイの要件に該当する地域を対象とし、詳細は実施計画において定める。

ア 住居集合地域等の周辺等、奥山、離島等の捕獲困難な地域で捕獲をする場合

イ 市町の圏域を越え、広域に捕獲を実施する場合

### 4) 事業の目標

本特定計画の目標を達成するために必要な捕獲を推進することとし、詳細は実施計画において定める。

### 5) 事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価

事業の実施方法については、実施計画に定める。

また、実施結果の把握及び評価を適切に行うため、捕獲実績の把握・分析等を行い、必要に応じて学識経験者等との連携に努める。

### 6) 事業の実施者

香川県

## ② 「補助者制度」の活用による地域ぐるみの捕獲体制の確立

県及び市町は、捕獲の担い手である狩猟者を、受益者である地域住民が集落ぐるみで支援するため、法人※に対する許可については「補助者制度」を活用する等、捕獲体制の確立に努める。

※ 鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等をすることができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。

## ③ 隣接県との連携

本土部においては、徳島県、愛媛県との県境のイノシシの生息状況を共有し、必要に応じて連携して捕獲活動の実施を検討する。

## (2) 被害対策

### ① 侵入防止柵等の普及及び適正な維持管理の推進

農業被害を防止するための侵入防止柵については、集落柵のほか、必要に応じて個別柵を組み合わせるなど、地形や作物の種類等、現地の状況に応じて適切に選択できるよう支援するほか、

野生鳥獣との棲み分けを図るための緩衝帯（鳥獣ストップゾーン）の整備についても推進する。また、被害をなくすための、適正な設置・維持管理方法について、広報等により周知を行う。

## ② 地域一体となった防除体制の推進

県は、被害対策の基本単位である「集落（自治会）」を中心とした防除体制を構築するため、集落で指導的な役割を果たす人材（地域リーダー）の育成支援を継続するほか、農業改良普及センターによる効果的な防除方法等の普及活動を継続する。

## ③ 住居集合地域等での対策の推進

住居集合地域等に出没するイノシシ対策として、出没が多い地域での侵入防止柵等の設置を推進する。また、「イノシシ等が出没したときの対応マニュアル」及び現場対応の基本的な考え方等を定めた「市街地イノシシ緊急対応ガイドライン」に基づき、県及び市町、警察署等の関係機関が連携し、被害の発生及び拡大を防止する。

また、市町及び警察署等から報告される通報連絡票等の出没情報の集約を行い、「香川県野生鳥獣対策システム」に地図情報として取りまとめ、関係機関との情報共有に努める。「出没集中区域」が発生した場合には、その情報を市町及び警察署等に情報提供するとともに、市町と協力して現地確認を行い、対策について市町に助言を行う。

住民に対し、注意喚起及び対応方法を周知するため、広報等にイノシシの危険性及び遭遇時の対応方法を掲載する。また、必要に応じて住民向けの講習会を開催する。

## (3) 生息環境管理

### ① 森林管理

集落や農地に隣接する放置された竹林や広葉樹林の整備を推進し、イノシシの生息頭数の減少に努める。

### ② 集落環境管理

県及び市町は、未収穫作物や耕作放棄地、放置竹林等の適切な管理による誘引物の除去等の取組みを、地域住民が集落ぐるみで積極的に行えるように支援する。

## (4) 関係部局等の連携

本計画は、個体群管理、被害対策、生息環境管理で構成されているが、これらを総合的に実施するためには、行政部局間の連携が必要である。特に、鳥獣被害防止特措法との整合・連動は重要であり、みどり保全課と農業経営課、関係市町及び鳥獣被害防止対策協議会は、各施策の実施に当たり十分な連絡と調整を行う。

## 10. 目標達成の検証

### (1) 生息状況調査

#### 出獵カレンダー調査

出獵者ごとの出獵日時と目撃・捕獲情報を収集し、地域別の目撃効率や捕獲効率の変化を把握する。

## (2) 捕獲状況調査

有害鳥獣捕獲、狩猟、県主体捕獲事業等による前年度の捕獲状況を毎年、6月中旬を目途として取りまとめる。

## (3) 農業被害調査

農業被害の発生や増減について把握する。また、ここで得られたデータは、各種被害対策の効果検証や個体群管理の判断材料としても活用する。

## (4) 住居集合地域等に出没するイノシシ

「イノシシ等が出没したときの対応マニュアル」に基づき、市町及び警察署等から報告される通報連絡票等の出没情報の集約を行い、「香川県野生鳥獣対策システム」に取りまとめ、「出没集中区域」の把握に努めるとともに、個体群管理や被害対策の判断材料として活用する。

## 11. 感染症対策

### (1) 豚熱（CSF）感染拡大防止

令和2年度末時点において、県内では豚熱（CSF）は確認されておらず、非感染を継続するためには、徹底した水際対策を行う必要がある。人間活動が関係する主な感染経路は、人間の移動に伴い運搬された汚染土への野生イノシシの接触や、汚染された廃棄食品のイノシシによる摂食と考えられている。

こうした人為的な感染拡大を防ぐためには、隣接県での出猟や、山中の活動があった際、靴等の装備品や自動車のタイヤ等に付着した土を洗浄し、消毒を行う必要がある。廃棄食品については、厳正に処分し、野生動物による摂食を防ぐ必要がある。

これらの取組を普及させるため、山中の作業者や狩猟者、行楽客等に対し、周知を行う。また、水際対策を徹底するため、隣接県と連携を図る。

### (2) アフリカ豚熱（ASF）普及啓発

令和2年度末時点において、国内ではアフリカ豚熱（ASF）の感染は確認されていないものの、近隣諸国での感染状況を踏まえ、豚熱（CSF）と同様、感染防止のための普及啓発を行う。